

# 転入・転出の手続きをお忘れなく



3月、4月は転入・転出の届出などで、窓口が大変混み合う時期です。市役所または下記の各市民SCなどへは、公共交通機関をご利用いただくか、乗り合わせてお越しくさるようお願いします。

## 届出窓口(SC)サービスセンター

- ▼市民課 ☎(0880)5702020
  - ▼西部市民SC ☎(0880)80800
  - ▼南部市民SC ☎(0830)1212
  - ▼北部市民SC ☎(093)5984
  - ▼河辺市民SC ☎(082)5131
  - ▼雄和市民SC ☎(086)5525
  - ▼駅東SC ☎(087)5320
  - ▼岩見三内連絡所 ☎(083)2111
  - ▼大正寺連絡所 ☎(087)2111
- 受付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分(駅東SCは午前9時～)

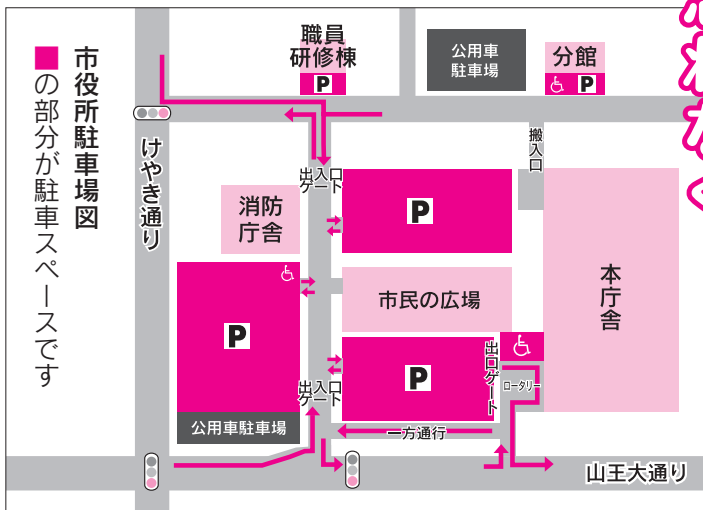
## 届出ごとの持ち物

- ▼各届出とも共通▼
- ①本人と確認できる、運転免許証や健康保険証など
  - ②「本人」「本人と同一世帯のかた」「法定代理人」以外のかたが届出の場合は委任状

【転入届(他の市区町村から秋田市へ)】  
 …秋田市に転入した日から  
 14日以内に届出を

▼前に住んでいた市区町村から交付された転出証明書、世帯全員分のマイナンバーカードまたは通知カード

▼新たに国民健康保険に加入するかたで、転入先の世帯に国保加入者がいる場合は、その世帯全員の被保険者証



【転出届(秋田市から他の市区町村へ)】  
 …秋田市から転出する前に届出を

▼(お持ちのかたのみ)国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の各被保険者証、福祉医療費受給者証

▼世帯主が転出する際は、世帯全員の国保被保険者証

【転居届(秋田市内で転居)】  
 …転居してから14日以内に届出を

▼国民健康保険被保険者証、福祉医療費受給者証(以上はお持ちのかたのみ)、世帯全員分のマイナンバーカードまたは通知カード

## 緑や花のまちづくりを応援します

「緑のまちづくり活動支援基金」を活用して、緑と花いっぱいのにまにしませんか。下記の各コースごとに、係る経費の2分の1を助成します。



### 花苗、生垣のための活動支援コース

▼対象は、2人以上の市民グループやサークルなどが、町内会や子ども会などで花壇に植える花苗を購入する経費。上限額は2万円

### 花と緑いっぱい活動支援コース

▼対象は、商店会や町内会、市内に事業所がある法人などが、商店街の歩道にフラワーポットを置いたり、通学路沿いに花を植えたりする活動経費。上限額は5万円

### 保存樹の支援コース

▼対象は、「秋田市都市緑化の推進に関する条例」で指定された、民間所有の保存樹の維持管理のため、個人・団体などが行う活動経費。上限額は30万円

【申し込み】緑のまちづくり活動支援基金事務局(仁井田字新中島の秋田市総合振興公社内)、または公園課(市役所4階)にある申請書で、4月1日(日)から7月31日(火)までにお申し込みください。

■申請書は、左記ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.akita-sousin.or.jp/midori/>

\*必ず、花苗や肥料などを購入する前に申請してください。交付決定前に購入したものは該当なりません。

### 問い合わせ

▼緑のまちづくり活動支援基金事務局

☎(0829)0221

▼公園課 ☎(0880)57550

緑のまちづくり活動支援基金へのご寄付もお待ちしております!

## 春の火災予防運動 4月1日～7日 火の用心 ことばを形に 習慣に

●問い合わせ 消防本部予防課☎(823)4247

期間中、消防職員や消防団員がお宅を訪問し、啓発活動を行いますのでご協力をお願いします。



### 住宅防火7つのポイント

- ① 寝たばこは絶対しない
- ② ストープの近くに燃えやすいものを置かない
- ③ コンロに火を点けたままでそばから離れない
- ④ 住宅用火災警報器を設置する
- ⑤ 寝具やカーテンなどには防災品を使用する
- ⑥ 住宅用消火器などを設置する
- ⑦ 日頃から隣近所との協力を制をつくる



逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置しましょう。少なくとも年2回は点検を行い、正常に作動するか確認を！

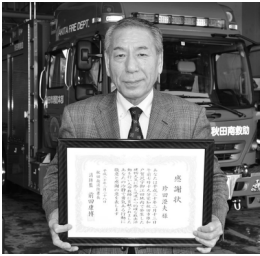
放火されないまちづくりを！

- ▶ 建物の周りは整理して、燃えやすい物を置かない
- ▶ 門灯や街灯を設置して、暗がりになくす
- ▶ 物置・車庫などは施設して、他人の侵入を防ぐ
- ▶ ごみ集積所には、指定された日時以外にごみを出さない

高齢者を火災から守るために

平成28年は、全国で885人が住宅火災で亡くなっており、その約7割を65歳以上の高齢者が占めています。寝たきりや一人暮らしの高齢者を、声掛けなどにより地域で見守るとともに、日頃から上記の「住宅防火7つのポイント」に注意し、火災予防に努めましょう。

### 消防協力者表彰



2月に雄和戸賀沢で発生した建物火災の際、珍田澄夫さん(左の写真)は、建物内で動けずいた居住者を迅速かつ的確に助け出し、人命救助に貢献されました。ご協力ありがとうございました。

秋田南消防署  
☎(0339)6551

## 包括外部監査の結果報告

平成29年度の監査テーマ  
子ども・子育て環境の充実に関する事業の執行について



2月6日、公認会計士で市の監査人である長村彌角さん(上の写真)から、平成29年度包括外部監査の結果を報告していただきました。  
包括外部監査は、市の組織に属さない独立した立場の監査人が、市の事務をチェックするものです。市では、報告された内容を十分検討し、適切に対処してまいります。

### 監査結果の要点

- ◆ 「第二次子ども・子育て未来プラン」に掲げる取り組みにおいて、一部に目標値の設定根拠が不明確なものがあることから、目標値の設定根拠の整理や見直しを検討する必要があります。
- ◆ 年度当初は待機児童ゼロとなっているが、転園希望などで待機児童の定義には該当しないものの、入所不承諾となっている児童を「潜在的待機児童」として捉えて対策を進めていくことが必要である。
- ◆ このため、利用希望者側のニーズにあつた地区別定員数の見直しや教育・保育施設の整備、保育士の確保などにより、潜在的待機児童対策を検討すべきである。
- ◆ 放課後児童健全育成事業において、平成28年度は市と施設側の日

程が合わず、市による訪問調査が実施されていない。調査票の項目に即した訪問調査を行うことにより施設の運営状況を把握、検証できることから、訪問調査は必ず実施する必要があります。

◆ 市の情報セキュリティポリシー(※)では、システムごとに個別の実施事項を定める実施手順を策定することとしているが、監査対象とした情報システムでは具体的な実施手順が策定されていないため、策定する必要があります。

※企業や組織において実施する、情報を守るための対策方針や行動指針。

報告書は総務課ホームページでご覧いただけます。☎(8888)5423  
<http://www.city.akita.jp/city/gn/mn/>